

特定非営利活動法人 ストローク会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人ストローク会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区内に置く。

第2章 目的・活動分野及び事業

(目的)

第3条 現在最も立ち遅れている精神障害者の自立と社会参加を支援し、障害を持つ人々に対する地域社会の理解と協力を得ることを目指すとともに、あわせてメンタルヘルスの啓発をはかり、もって不特定かつ多数の利益の増進に寄与する。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. 保健、医療、福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
4. 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業
 - (1) 精神障害者の就労・雇用支援及び教育事業
 - (2) IT関連技能の教育訓練及びその活用事業
 - (3) 障害者の就労・雇用に関するコーディネーション及びネットワーク展開事業
 - (4) 障害者の就労・雇用に関する調査研究
 - (5) 障害者の就労・雇用に関連しての生活支援及び相談事業
 - (6) 特定非営利活動法人ストローク会ニュース（障害者体験レポート、行事予定、お知らせ）等の発行
 - (7) 障害者等の就労・雇用支援に関する研修事業及びボランティアの育成
 - (8) メンタルヘルス等に関する自助的グループの支援事業
 - (9) メンタルヘルスに関する研修の企画・実施、講師の派遣及び斡旋
 - (10) メンタルヘルス及び障害者の自立と社会参加に関する啓発事業
 - (11) 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業
 - (12) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体
2. 賛助会員 本会の目的に賛同して本会の活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会の条件は、特に定めない。

2. 本会の会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のもの入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本会の定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

(会費の不返還)

第 12 条 本会は、すでに納入された会費は返還しない。

第 4 章 役員等

(種別)

第 13 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 人以上

(2) 監事 1 人以上

2. 理事のうち 1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(顧問)

第 14 条 本会に、役員の外に顧問を置くことができる。

(選任等)

第 15 条 理事および監事は、総会で選任する。

2. 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5. 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 16 条 理事長は、本会を代表し、その職務を統轄する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第 17 条 役員の任期は、2 年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定に拘らず前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3. 前 2 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第 13 条第 1 項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた時は遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算

(2) 定款の変更

(3) 合併

(4) 解散

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他、本会の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第 16 条第 4 項の規定に基づき、監事から招集があった場合

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときには、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面または電磁的方法により、開催日の 2 週間前迄に通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出される迄の仮議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事

ができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること)。

(3) 議事の経過の概要及び議決の結果

(4) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印または署名しなければならない。

3. 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前迄に通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権)

第 36 条 各理事の表決権は平等なものとする。

2. やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の運用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の資産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(資産の管理)

第39条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、理事長が毎事業年

度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 48 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法第 43 条の規定による設立の認証の取消

2. 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を経なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(合併)

第 49 条 本会は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第 50 条 本会が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、特定非営利活動法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は社会福祉法人のうち、総会において正会員の過半数の議決を経て選出されたものに譲渡するものとする。但し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(事務局)

第52条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、官報の方法をもって行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

付則

1. この定款は、本法人の成立の日から実施する。

2. 本会の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長 堂本 暁子

副理事長 金子 鮎子

理事 泉 美智子 小宮 容子 上岡 隆一 高橋 正夫 館 暁夫 伊澤 直子

監事 桐山 賢次

3. 役員は任期は第17条の規定にかかわらず、本法人成立の日から平成14年3月31日までとする。

4. 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本法人成立の日から平成14年3月31日までとする。

5. 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6. 本会の設立当初の会員の年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

正会員 年額 10,000 円

賛助会員 年額一口 3,000 円

附則 この定款は、平成30年5月29日から施行する。

この定款は、当法人の定款の原本に相違ありません。

特定非営利活動法人ストローク会

理事 村木 太郎